

法人からの新規口座開設申込への対応方針

いるま野農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止の観点から、下記のとおり法人口座開設時の審査厳格化に取り組めます。

記

1. 原則、当組合（支店）の事業エリア内に「本社」または「営業所」等がない場合や、代表者が管轄外住所の場合は、口座開設に対応しない
2. 審査の必要書類として、以下の原本の提出を受ける
 - ＜必須書類で提出依頼する書類＞
 - ・ 登記事項証明書（発行後 6 ヶ月以内）
 - ・ 印鑑登録証明書（発行後 6 ヶ月以内）
 - ・ 定款
 - ・ 来店者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
 - ＜必要に応じて提出依頼する書類＞
 - ・ 事業に必要な公的な許認可証
 - ・ 会社案内（パンフレット等）
 - ・ 決算書類等（新規設立法人であれば事業計画書）
 - ・ 取引先への提案書、見積書、契約書
3. 2週間～1ヵ月の審査期間を設け、実在・実態を十分に把握するまで取引を開始しない
4. 審査後、口座開設した通帳は郵送で交付する
5. 本方針は当組合のHPに掲載し公表する

以 上

付 則

この対応方針は、令和7年10月24日に制定し、令和7年11月25日から実施する。